

平成27年5月8日
商工政策課

青森県大規模小売店舗立地審議会議事概要

1 開催日

平成27年2月16日（月） 13時30分～15時30分

2 会場

県庁西棟7階C会議室

3 出席者名

藤井会長、清野委員、藤村委員、對馬委員、飛澤委員、佐川委員
商工政策課 3名

4 議事の概要

(1) 議題1 前回の議事概要及び届出状況等について

事務局から資料1に基づき、前回の審議概要、現在の届出状況等について説明を行い議事概要として承認された。

(2) 議題2 届出案件について

【(仮称) コメリ七戸ショッピングセンターの新設について】

本件について、事務局から上記店舗の届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ① 計画店舗周辺は田のようであり、周辺環境への影響は少ないように思われる。
- ② 計画店舗前の国道4号線から近接する住居まで距離があり、間に建物等はない。
- ③ 出入口3の前面道路に中央分離帯はない。また、出入口3からは右折出庫しない計画であることから、問題はないものと考えられる。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 等価騒音レベルの予測が基準値を超過している地点があり、また、夜間における騒音レベルの最大値の予測がほとんどの地点で基準値を超過していることから、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう配慮すること。
- 3 設置者配慮事項を確実に履行すること。

【ユニバース湊高台店の新設について】

本件について、事務局から上記店舗の届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ① 計画地に以前あった三光ストアは当該店舗と位置が異なっていた様子である。
- ② 計画店舗周辺に高い建物はないようである。
- ③ 最近のスーパーであれば臭気を出すといった問題を起こしていないのではないかと。また、臭気対策は設置者配慮事項及び報告書に記載され、八戸市とも話をしているようである。
- ④ 交通安全、騒音に関しては付帯要望に記載すべきである。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 店舗周辺に幼稚園及び小学校、中学校があることから、児童、生徒をはじめ、歩行者、自転車の安全確保に配慮すること。
- 2 等価騒音レベルの予測が基準値を超過している地点があり、また、夜間における騒音レベルの最大値の予測が多くの地点で基準値を超過していること、第一種住居地域及び第一種低層住居専用地域であることから、騒音対策を確実に実施し、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 3 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう配慮すること。
- 4 設置者配慮事項を確実に履行すること。

【サンロード青森の変更について】

本件について、事務局から上記店舗の届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ① 来客車両がまず初めに駐車しようとするのが南第一駐車場である。
- ② 駐車場位置及び収容台数が減少するので、来客者への周知をしっかりと行う必要がある。
- ③ 平均的な休祭日のピーク 1 時間で実際 1, 138 台が駐車しているという実績があることに對し、実際に用意される収容台数がぎりぎりであることから、設置者配慮事項に繁忙期にどのような対策をとるとということが記載されているものの、混乱が生じないように特に交通対策を確実に実施することを付帯要望に記載すべきである。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 駐車場の収容台数が大幅に減少することから、変更について来客への周知徹底に努めるとともに、来客車両が周辺道路において円滑な交通を阻害することがないように、交通整理員の配置や臨時駐車場の確保等の対策を確実に実施すること。

- 2 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう配慮すること。
- 3 設置者配慮事項を確実に履行すること。

【薬王堂十和田元町店の変更について】

本件について、事務局から上記店舗の届出内容及び庁内連絡会議の検討結果について説明を行った。これについては以下のような審議結果となった。

- ① 出入口2の道路の反対側に小さな建物があるが、ATMのようである。人が住んでいないのであれば問題ない。
- ② 出入口2と比べ出入口1の方が住居に近く、影響が大きいと考えるが問題はなさそうである。
- ③ 搬入口周辺の騒音も問題はないと考えられる。

以上のことなどを踏まえ、本件についての審議会の意見をどのようにすべきかについて審議した結果、法に基づく県の意見を述べる必要はないということで一致した。但し、下記のとおり付帯要望を求めることとした。

- 1 夜間における騒音レベルの最大値の予測が多くの地点で基準値を超過していること、第二種中高層住居専用地域であることから、騒音対策を確実に実施し、周辺住民からの騒音の苦情があった場合には、誠意をもって速やかに対応すること。
- 2 身障者用の駐車スペースの利用に当たっては、身障者による同駐車スペースの利用を健常者が妨げることとならないよう配慮すること。
- 3 設置者配慮事項を確実に履行すること。